

鎌倉幕府守護管国統治機構について(上)

伊藤 邦彦

(要旨)

鎌倉幕府守護の管国統治機構については、佐藤進一『増訂鎌倉幕府守護制度の研究 諸国守護沿革考証編』(東京大学出版会、一九七一年。初版一九四八年。引用は、一九九八年第四刷に拠る。以下、『鎌倉幕府守護制度の研究』と略記)をはじめ、個々に言及されていることは勿論であるが、専論として全体を包括したものはほとんど見当たらない。小論では、管国統治機構の職員(本号)と「守護所」の問題(次号予定)を中心に、論点を整理していくことを課題としている。

第一節 職員

(一) 正員

鎌倉幕府守護制度が政治的・社会的に定着して以降、守護に関する「正員」(1)の国制上の名称は「守護職」と表現された。『吾妻鏡』(新訂増補国史大系、吉川弘文館刊)地の文における任免記事のほとんどが「守護職」の表記に統一されており(2)、補任状においても、文暦二年(一二三五)の将軍家政所下文に、藤原親実に対し「周防国守護職之替」として「可令早奉行安芸国守護職」きこととしている(竹内理三編『鎌倉遺文』古文書編)東京堂出版刊。以下『鎌倉遺文』と略記)七巻四七五七号、芸藩通志二〇蔵島古文書三。傍点引用者、以下同じ)。

そして、守護が官職的性格に由来する「職」と認識された結果、特定の有力御家人に限られるようであるが、譲与の対象とされ(3)、将軍家下文の形式をとって守護職が安堵される事例が現れる。

(A) 嘉禄三年(一二二七)十月十日 鳥津忠久 忠義(忠時) 「越前国守護職、嶋津庄内薩摩方地頭守護職」(4) (将軍家袖判下文。『鎌倉遺文』六巻三六七〇号、鳥津家文書)

(B) 正安元年(一二九九)十二月六日 長沼宗泰 宗秀 「淡路国守護職」 (将軍家政所下文。同、二七巻二〇三一一号、園城寺文書)

しかしながら、守護職という名称の普遍化は決して本来的なものではなく、『御成敗式目』(注1)、『中世法制史料集』第一巻鎌倉幕府法、第一部)

には「守護人」と記され(第三条・第四条)、承久の乱直後の同三年(一二二二)六、七月における任命は、いずれも関東下知状に基づき(5)、長沼宗政「撰津国守護所」及び「淡路国守護」(『鎌倉遺文』五巻二七六一号・二七七九号、皆川文書)、鳥津忠久「越前国守護人」(同、二七六四号、鳥津家文書)と、三通りの表記が見られる。幕府側の発給になる確実な史料に「守護職」とある初見は右記(A)であり(6)、丁度守護の基本的職権を「三箇条」とする通念が定着していった時期と軌を一にしていた(別稿「鎌倉幕府守護の権限について」第一節(未発表。以下同じ))。

(二) 守護代(付、又代)

寛喜三年(一二三一)の追加法三〇条に「代官」とあり(注1)に同じ)、翌年に制定された『御成敗式目』では、「代官」を郡郷に分補することが禁止され、守護代は国に一人と定められた(第三条)(7)。佐藤進一は、「守護は守護代を補任する場合に原則的には譜代の被官(中略)を以てこれであつた」とし、「守護代の名のみ伝えられて、守護正員の不明な国々」では、その「譜代的な主従関係」を手掛かりに正員を擬するという方法を用いている(『鎌倉幕府守護制度の研究』、一頁・一五七―一五八頁)。氏の慧眼と評すべきであろう。

守護代が、史料の上で「守護(人)」等と表現される事例があるが、多くは正員が、得宗か名越家などの北条氏の名門、あるいは六波羅探題を本務とする者など幕府の要人がほとんどであつて、おおむね守護代は在国して、事実上の守護の職務を執行したものと考えられる。例えば、文永八年(一二七一)の秦文書「田烏立始所子細事」中に若狭国「守護・地頭を、やとや殿知行」と見えるが(『鎌倉遺文』一四巻一〇九四九号)、この「やとや殿」とは、『若狭国守護職次第』(『群書類従』五〇・補任部、第四輯)に、「修理亮殿(北条時氏)御分国、(中略)自安貞二年(一二二八)至寛喜元年(一二二九)御_二拜_一領之、御代官屋戸矢小太郎実永、同七月廿日入部、治四ヶ年」と見える、得宗被官宿屋氏(8)であり、在国していたことが分かる。なお、正員時氏は、当時六波羅北方に在職中であつた(『鎌倉年代記』増補続史

料大成、臨川書店刊)。

但し、正員が得宗など幕府要路の者か、六波羅探題在職中の場合などは、正員の側近として、鎌倉や京都に在任していたと推測されるケースも見られる。例えば、正嘉二年(一一五八)、「守護人佐治左衛門尉」(実名が重家であることとは、注(1))、『中世法制史料集』第一巻 鎌倉幕府法、第三部参考資料補一条、久米田寺文書三、による。以下、法制参考と略記し、条数を示す)は、後嵯峨院の高野御幸、御所御宿直に当たって和泉国地頭御家人の着到を付け、その注文を幕府に提出した(『鎌倉遺文』一一卷八二〇二号・八二二二号、田代文書)。佐藤は、重家を守護代、正員を北条重時としたが(『鎌倉幕府守護制度の研究』和泉項)、高橋慎一郎「六波羅探題被官と北条氏の西国支配」(『史学雑誌』九八 三、一九八九年、八六頁)は、正員を当時の六波羅北方北条時茂(重時の子)に比定している。重家は、院高野御幸の折当然下国したものであるが、既に建長元年(一一四九) 当時、「極楽寺殿(北条重時)御代六波羅奉行入兼当国(和泉)守護代」の要職にあり(右記法制参考、補一条)、重時流譜代の被官として時茂の側近にあって、通常は在洛していたものと推測される。

また、守護代が正員の側近として鎌倉や京都に在任する後者の場合、又代(9)が現地で実務を執行することになるが、在地ではこのような守護代を「守護(人)」、在国又代を「守護代」とする認識も生まれた。やや煩雑であるが、次の紀伊の事例を見よう。

紀伊国荒川荘沙汰人に充てた弘安九年(一一八六)二月七日付法橋行円の書状案・端書に「守護状」とある(『鎌倉遺文』二二卷一五八二二号、高野山文書又続宝簡集三四)。ところが、正応四年(一一九一)の高野山衆徒等申状・「副進」文書目録に、「一通 守護代法橋行円状案 弘安九年二月」として引用されており(同、一三卷一七七六三三号・一七七六四号、同文書八四・金剛峯寺文書)、これに拠ると、行円は在国守護代として、荒川荘殺害人追捕に当たったものと思われるが、次の事例を考慮すると、幕府官制上は又代であった可能性が強い。

荒川荘・名手荘住人等による殺害放火事案の調査を命じた、正応四年(一一九一)十月五日付の六波羅御教書案(『鎌倉遺文』一三卷一七七二三号、高野山文書又続宝簡集三四)を、十日付で施行した高橋三郎入道施行状案(大日本古文書『高野山文書』之七、又続宝簡集一五四四号)について、佐藤が注目しているように(『鎌倉幕府守護制度の研究』紀伊項)、高野山僧隆芸の作成に係る関連の文書注文(『鎌倉遺文』一三卷一七八五〇号、高野山文書又続宝簡集一一二)に、「正守護状案」と見えている。(高橋三郎入道

は、文書の発給日を考慮すると、常識的には在洛していたものと思われる。)また、十日付の施行状は菱田唯心に充てたものであり、同書の別紙に、「高橋三郎入道状 守護代方へ」とある。高野山年預の「紀伊国守護所」に充てた書状(同、一七七四六号、同文書八四)には、荒川荘悪党追捕に関して、「御代官于今無其沙汰候」と唯心の「緩急」を非難しており、高橋入道「守護所」唯心「御代官」と認識されていたことが分かる。従って、幕府官制上の守護代高橋三郎入道(在洛力)が、在地の高野山の側では「正守護」「守護所」と認識され、恐らく在国又代として実務を担った菱田唯心が「守護代」「御代官」と把握されていたことになる。

なお佐藤は、「高橋氏が重時流北条氏特に重時の四子業時の一流と譜代の関係に在ったことを論拠として、その主家(正応当時はおそらく時兼)を以て守護正員に充て、高橋入道を守護代官と見る」とするが、高橋氏と重時流との譜代関係は、嫡流の長時(重時嫡男)・義宗(長時の子)は勿論のこと(10)、時茂(重時の子)被官人の存在も知られるから(11)、何も業時一流に限定する必要はない。そうとすれば、弘安三年(一一八〇)当時の「守護人」陸奥彦三郎(義宗の子久時)の在任(追加法 四八二条) 継続を想定することも可能ではなからうか。

また幕末期の和泉において、「守護代官」と「守護代」とが共に合戦に従事している事例がある。元徳三年(一一三三)九月から十月にかけて和泉国御家人は、「大將軍」金沢貞冬(武蔵右馬助)の「御代官」酒匂宮内左衛門尉と共に、「当国守護代官」の指揮下に、「楠木城」を攻撃し、「守護代官」が軍忠実検を行っているのに対し、「守護代」は戦闘の証人として現れ、軍忠を注進するなど戦闘実務を担当していた。これに拠ると、「守護代」とは恐らく又代を言うのである(『鎌倉遺文』四二卷三二八二八号、「和田文書」(「正慶」一年) 和田修理亮助家代子息助泰申状)。

この又代には守護代の子息親類が任命される場合と、在地の住人を任ずる場合とがあった。例えば文永八年(一一七一)若狭守護に就任した北条時宗の場合、『若狭国守護職次第』によると、「御代官(＝守護代) 渋谷小馬十郎恒重(12)、其代(＝又代) 同一門八郎太郎重尚、次代官小馬政家、次其子三栖三郎家継」とあって、前者のケースである。また一三二〇年代、播磨守護は六波羅北方常葉範貞の兼務であって、守護代小串三郎左衛門尉範行の下で、「小串四郎左衛門入道」が又代を務めており、これは前者のケースであった。次いで「守護代」に在職した小串四郎兵衛尉貞雄の場合、嘉暦二年(一一三二)当時「代官」(＝又代)に起用した「上野四郎左衛門尉」は、佐用西荘を名字の地とする宇野一族であったと推測され、後者の事例ということ

ができる(拙稿「鎌倉時代の小串氏について」『日本歴史』六二五、二〇〇〇年、八五―八六頁)。

(三)「守護代行」

承久の乱直後の河内守護について、佐藤進一は「この国の守護職制は正守護(三浦義村) 泰村(義村の嫡男駿河次郎) 守護代 守護使という形で系統化されて、いることを指摘したが(『鎌倉幕府守護制度の研究』、五頁、括弧内は引用者補足)、「正守護」とも「守護代」とも区別された泰村のような地位をどのように考えたら良いのであろうか(13)。

これについて、網野善彦は「正員の「分身」と言い(『関東公方御教書』について、『悪党と海賊』、法政大学出版局、一九九五年、六一―六三頁・七五―七六頁注一三。初出一九七二年)、村井章介は「名代」と称した(『蒙古襲来と鎮西探題の成立』、『史学雑誌』八七、四、一九七八年、二〇頁注一)」。私は、三浦泰村のような、一般に正員の被官人が任ぜられる「守護代」と区別され、おおむね在国して、事実上の正員の任務を代行する正員の親族等の存在を「守護代行」表現した(拙稿「鎌倉幕府『異国降伏』祈禱と一宮守護制度との関係を中心に」、一宮研究会編『中世一宮制の歴史的展開』下・総合研究編、岩田書院、二〇〇四年、二八〇頁註一四)。

この「守護代行」についても、守護代と同様、史料上「守護人」または「守護」と表現される場合が知られる。承久三年(一二二二)、淡路国内膳莊下司代の甥が「くにの守護人さゝきの次郎左衛門のせうに大番のやく(役)のためにか(駆)られて」上洛中、院方として墨俣への出勤を命ぜられた事実を伝える周知の史料がある(『鎌倉遺文』補遺二巻補八六六号、醍醐雜事記巻十裏文書)。当時の正員は「中務入道」佐々木経高であったから(14)、在国して大番役の催促に当たっていた一族の「守護人」とは実際は「守護代行」であったことが分かる。

また、『吾妻鏡』仁治三年(一二四二)六月十六日条によると、筑後国御家人の管内所領半分の没収処分を「守護人遠江式部大夫」に伝えた記事があるが、遠江式部大夫とは、名越朝時の子時章のことである(同、正月三日条)。父朝時の晩年の時期であり(寛元三年(一二四五)四月六日没、『吾妻鏡』同日条など)、「代行」の可能性が考えられよう。この用例は、承久乱後は、正員が、北条氏の中でも得宗か名越家といった名門、またはそれに準じる幕府中枢の要人に限られているようである。

(四)その他の職員

「醍醐寺所蔵諸尊道場觀集紙背文書」所収、建保二年(一二二四)頃のものと推測される四月十六日付の「大江」某奉書案(『鎌倉遺文』補遺二巻補六二七号)は、守護「駿河前司殿」(大内惟義)の仰せを奉じ、越前国西谷莊の提訴に係る莊内に乱入し、「人勾引」を行った守護被官(力)の詮議を、「守護所沙汰人穴尾四郎」に命じたものである(田中稔「大内惟義について」、安田元久先生退任記念論集刊行委員会編『中世日本の諸相』下、吉川弘文館、一九八九年、一六頁)のち、『鎌倉幕府御家人制度の研究』、吉川弘文館、一九九一年、所収。一九八頁。奉書の発給が四月十二日とあるのは誤り)。上杉和彦「鎌倉初期の守護職権について 大内惟義の事例から」、『日本中世法体系成立史論』、校倉書房、一九九六年(初出一九八九年)、一七六―一七七頁に、詳細な分析がある。奉書は、「於境辺尋闖子細、召出其身於守護所、可致沙汰」処、無「左右」乱入之条、尤不当」として、穴尾四郎に、「有犯」輩之時、於境辺相尋子細、可令成敗、きことを命じているから、鎌倉前期の越前国守護所では、守護代との関係がいま一つ明らかでないにせよ、有力守護大内惟義の下で、被官人の統轄に当たる「沙汰人」が存在したことが知られる。

また、文永十一年(一二七四)七月、筑後守護大友頼泰の下で、前守護代が「実検」した御家人領の「注文」作成に当たった「守護所直人」(15)の存在が知られる(『鎌倉遺文』一五巻一六八二号、「田部文書」同一日付大友頼泰請文。一一六八三号、同日付「三瀨庄白垣村内弥二郎宗平田畠在家」注文)(16)、豊後国守護で、鎮西奉行(別稿「鎌倉幕府守護の権限について」第二節)に任せられたほどの有力守護家にあつては、鎌倉後期管国行政機構としての「守護所」の整備が伺われる。

守護所が管国統治機構として機能を發揮するには、右の筑後国「直人」のような、文筆能力に秀でた職員を確保する必要がある。建長元年(一二四九)甲斐国「柏尾山」大善寺に対し、守護所使不入を認めた書下の署判者の一人が「守護所執筆僧」であった(別稿「鎌倉幕府『東国守護』について」、第三節甲斐項「未発表」。以下同じ)。また、鎌倉後期と推測される伊勢国の史料に、「凡刃傷殺害之習、有其実之時、為後証哉、相触守護并近隣傍庄地頭御家人等、或訴申本所、加実検者定例也」とあるように(『鎌倉遺文』二五巻一九二五三三号、「神宮文庫蔵三条家古文書」(年月日欠)道覚陳状案)、検断事案発生時に守護所が「実検」を行うことは「定例」と認識されていた。延慶二年(一二〇九)の頃、肥後国御家人峯貞の訴えによると、青方覚念の子息が放火等の狼藉を働いたことに対し、「守護御代官左近太郎」(17)が「加検見」え、その折「狼藉之次第」が作成されたという(『鎌

倉遺文』三一巻二二六五九号、「青方文書」延慶二年三月日峯貞重申状案。

二九巻二二六二〇号、「年月日欠」青方覚念(重力)陳状案。守護家が鎮西探題金沢政顕の兼務とは言え、守護所の事務能力に注目しなければならぬ。

守護職権の中核は、言うまでもなく検断にあるが(別稿「鎌倉幕府守護の権限について」第三節)、成立期の幕府は、「東国」においてすら「検断沙汰人」とも言うべき職掌に、在庁出身の岡辺(部)権守泰綱(駿河)・狩野介宗茂(伊豆)を任用していた(別稿「鎌倉幕府・東国守護」について、第三節駿河・伊豆項)。先に、建保二年(一一二四)頃の越前国「守護所沙汰人」が守護被官の統轄に当たっていたのではないかとしたが、同時期、国御家人殺害事件を沙汰した「武者所経保」なる者の存在も知られ、私は「守護所の一員であり、本来は国衛を構成した一分課『武者所』を分掌した

在庁官人であつたらう」と考えた(別稿「鎌倉幕府守護の権限について」第三節)。地方において行政実務に精通した人材のプールはやはり国衛であるうし、先述した筑後国「直人」もまた本来は在庁官人に出自し、守護大友氏の被官化したものと推測される(18)。また、守護代と共に防鴨河役催徴に当たり、「守護人未補之時」は「検断直人」として「國中検断」を担った播磨国在庁の一員「庁直」中原氏の場合もこれに準じて理解できるものと思う(別稿「鎌倉幕府守護の権限について」第二、三節)。しかしながら幕府は、逆のケース「国検非違使」を守護代が兼補することは「式目」に逸脱する行為であるとして、これを禁じていた(同、第三節)。

『御成敗式目』第三条は、「代官」を郡郷に分補することを禁じ、守護代は国に一人と規定していたが(二項、及び注7)、現実に「郡使」と呼ばれる存在が次のように複数の国で見出され、守護の管国行政が郡を単位として執行されていたことが知られる。

(A) 建長元年(一一四九)頃(力)《伊賀・守護千葉頼胤》「郡守護代西行房」(宿所に奴婢逃亡)『千葉県の歴史』資料編中世2、「中山法華経寺文書」『双紙要文』紙背文書「一一二号、「年月日欠」僧信西等連署陳状)

(B) 建長六年(一一五四)《出雲・守護佐々木泰清》「郡使」(鰐淵寺中郡使入部停止)(19)『鎌倉遺文』一一巻七七四一号、「鰐淵寺文書」建長六年四月日佐々木泰清書下)

(C) 弘安七年(一一八四)《近江・守護佐々木頼綱》「浅井郡守護代(使)」(竹生嶋寺領乱入停止)『鎌倉遺文』二〇巻一五三八九号、「竹生嶋文書」弘安七年十二月二十二日六波羅御教書案。一五五六七号、「弘安八年」四月二十二日佐々木頼綱請文。一五六〇四号、「弘安八年」

六月四日守護代馬淵公綱請文(20)

(D) 嘉元三年(一一三〇五)《丹波・守護六波羅南方金沢貞頼兼務力》

「(守護御方)郡御使沙弥しやうれん」(宮田莊悪党放火実検)、「近衛家文書」嘉元三年十二月十三日「しやうれん」宮田莊放火検見書案。嘉元四年五月三日「しやうれん代たかみつ」宮田莊放火検見書案(櫻井彦「丹波国宮田莊関連史料」近衛家文書中の「鎌倉遺文」未収文書「鎌倉遺文研究」一一三、二〇〇四年。一一号・一四号)(21)

(E) 鎌倉末期《加賀・守護北条氏(時敦流力)》(22)「(守護使以下)郡使」(悪党追捕経費徴収)『鎌倉遺文』四一巻三三二〇二号、「金沢文庫文書」加賀輕海郷代官(力)注進状断簡)

以上、「郡使」は建長年間以降、西国五か国にその存在が確認できたが(23)、職掌が明確でない(A)を除いて何れも検断事案であり、この点からも守護職権の中核が検断事務にあつたことが裏付けられる。注目されるのは、「凡於大和一州者、不被_レ居_二守護_一、官符衆徒准_二守護_一行_レ検断_一」(『鎌倉遺文』三四巻二六五〇五号、西大寺文書)、或いは「於大和一国者、自_レ往昔_二止_一国司・守護執務、被_レ寄_二附_一当寺(興福寺)・当社(春日社)間、検断以下事、不_レ論_二權門_一勢家領、為_二当寺_一進止_一之条、古来之例也」(同、二七巻二〇六九四号、白河本東寺文書一五〇)とされた大和国において、興福寺がその検断権行使に当たつて、「南都郡使」・「南都罪科使」(同、二二巻一七三五六号、「東寺百合文書」は、「正心三年力」五月二十六日僧円喜奉書案。同、一七三三八号、「白河本東寺文書」一八九、「年欠」九月二日光清書状、等)を派遣していることである。古く「近国惣追捕使」に任せられた土肥実平と梶原景時が、「畿内近国庄公、(中略)各代官書偏居_二住郡内_一、不_レ隨_二于本所_一下知、忽_レ緒国宣_一庁催、或_レ掠_二取_一年貢、或_レ犯_二用官物_一」と非難された事例を想起する時(『吾妻鏡』元暦二年四月二十六日条。傍点引用者)、「郡使」の存在は普遍的であるとすら言えるのではないか。

右(D)で丹波の事例を取り上げたが、実はそれ以前、「近衛家文書」弘安八年(一一八五)九月二十日沙弥空智書状によると、守護方は、郡単位に「国廻」(国内巡回)を行い、多紀郡担当は「郡押領使小河次郎左衛門入道」であつた。彼は、近衛家領宮田莊にも入部したが、不入の地であつたことが明らかになつたので、そのまま退去したという(櫻井、「D」前掲、五号)。

郡使が「郡押領使」とも呼ばれていたことが知られるが、別の史料には「当国押領使小河二郎左衛門入道成貞」ともあり(同、一〇号、「近衛家文書」嘉元三年十一月日宮田莊雜掌円道訴状案・副進文書目録)、その出自は守護(24)被官というよりは、むしろ本来は国衛在庁に系譜を持つ在地の住人では

なかつたかと推測される。義江彰夫は「令制下の地方行政は郡に実質の大半が担われていた」とし、国衙行政の要諦は「諸郡巡行と郡領監察」（戸令巡行条）にあったことを指摘したが、「国衙支配の展開」、新岩波講座『日本歴史』古代4、一九七六年、四七—四八頁）、在地の慣行として郡検断が根強く存続し、鎌倉時代の守護は、国衙在庁に系譜を持つ在地住人を「郡押領使」に任ずることによって、特に西国統治の実効を上げようとしたのではないだろうか。

勿論、令制下の郡検断と鎌倉時代守護の管国統治システムとを安易に結び付けるつもりはなく、またその根拠と言えるほどの史料も十分とは言えない。差し当たり想起されるのは、貞観三年（八六一）群盗追捕のために武蔵国の郡ごとに設置された検非違使と（『日本三代実録』同年十一月十六日条（新訂増補国史大系）（25）、寿永二年（一一八三）平家の下で大和国添上郡「相伝普々」代之住人「藤原能季が、上郡添上郡并当郷兵士」役催徴に当たっている事例であるが（竹内理三編『平安遺文』古文書編、八巻四〇八三号、「天理図書館所蔵文書」寿永二年四月十一日散位藤原能季申文）（26）、断片的な事実であり、高田実がかつて提起した「国衙官人郡司制」（27）との関係も明らかでなく、一つの仮説として提起するに止めておきたい。

次代の南北朝・室町期における守護支配機構への展望を示すものとして、いずれも鎮西探題金沢家内の場合であるが、職掌の分化を伺うことのできる「奉行人」の存在を示す事例が知られる。

「野上文書」所収、（年欠）八月十六日「沙弥寂仏」書状に次のようにある（『鎌倉遺文』一五巻一九一—〇号）。

要害条々事、請取正文四通、鳥飼三郎状一通 正、案文に令「交合」、正文者令「返進」候、御使入部など候八ん時は、可「存」其旨候、且納所奉行人にも、此由を可「申遣」候、恐々謹言

永仁四年（一二九六）五月二十日付で、「大道警固事」に関し、「飯田郷（豊後国玖珠郡）内野上・恵良両村地頭」に充てて、「沙弥寂仏」が発給した「守護代施行」状（追加法六五五条、野上文書）を参照すると、恐らく同年八月十六日付で、守護代が豊後国御家人野上氏の「要害」警固に関する「請取」¹¹覆動状に関して報じたものであり、「納所」が守護所の機構か、鎮西探題管轄下の分課か判然としないが、「納所奉行人」に「此由を可「申遣」候」というのであるから、恐らく後者を指すものと思う。なお、本書が永仁四年八月のものであれば、探題は金沢実政であった。

また、延慶二年（一一三〇）二月二十六日、異国降伏祈禱に関する鎮西御

教書が発布されており、これに関して私は別稿で次のように指摘した（三項・前掲「鎌倉幕府」異国降伏「祈禱と一宮」、一七六—一七七頁）。

同様の御教書は肥前守護代に充てても出されているが（正員は探題金沢政頭の兼補）、その他、守護御代官長門掃部左衛門入道の河上社大宮司充ての施行状案と共に、久能頼貞の巻数請取状案が残されている。注目されるのは、頼貞が「神事奉行」とされていることであって、探題金沢家内の職掌の分化が推察される。（28）

守護が在国し、国御家人は勿論のこと、東国から下向した地頭御家人や「本所領家一円地之住人等」までもが一樣にその指揮下に編制されるという、モンゴル襲来後鎮西を中心に現出した事態は、限界があったとはいえ次代の室町幕府「守護支配体制を遠望するものであったが（別稿「鎌倉幕府守護の権限について」第二節）、それは探題家内に見られた職掌の分化を示す「奉行人」の存在についても当てはまると言えるだろう。（未完）

注

（1）佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集』第一巻鎌倉幕府法、第二部追加法三〇条（岩波書店、二〇〇一年第一五刷に拠る。以下、追加法とのみ略記し、その条数を示す）、寛喜三年五月十三日「関東御教書案に、「諸国守護人・地頭、或正員或代官」云々とある（傍点引用者、以下同じ）。

（2）その他、例えば『建治三年記』（増補続史料大成、臨川書店刊）にも、「筑後国守護職事、武州（北条宗政）御拝領」などある（七月四日条）。

（3）永原慶二『日本中世の社会と国家』（日本放送出版協会、一九八二年、三七頁）。また上横手雅敬は、「職は、公法的な補任」¹²執行と私法的な譲与¹³相続（世襲）との統一として把握される」としている（「主従結合と鎌倉幕府」、『日本中世国家史論考』、塙書房、一九九四年、二四四頁。初出一九七一年）。

なお、讓状に「守護職」の表記が見られるものとして、次の事例が知られる。

- a 寛喜二年（一二三〇）二月二十日 小山朝政 長村 「播磨国ノ守護奉行職」（『鎌倉遺文』六巻三九六〇号、小山的書）
- b 同年八月十三日 長沼宗政 時宗 「淡路国守護職」（同、四〇一一号、皆川文書）
- c 1 文永二年（一二六五）六月二日 島津忠時 久時 「さつまの

くにのすこのしき」(同、一三卷九二九六号、島津家文書)

c2 文保二年(一一三二)三月十五日 島津忠宗 貞久、「さつまの国すこしき」(同、三四卷二六五九二号、同文書。袖に、執権・連署安堵の外題を付す)

d 正慶二年(一一三三)三月十三日 大友貞宗 千代松丸(氏泰)「豊後国守護職」(同、四一巻三二〇五六号、大友文書)

(4) 海老澤表「島津荘内薩摩方地頭守護職」に関する一考察」(『史観』九八、一九七七年、六五頁) 参照。

(5) 九条頼経は当時四歳の幼年で、その將軍宣下は嘉禄二年(一一二六)正月二十七日のことであり、『吾妻鏡』承久元年七月十九日条、嘉禄二年二月十三日条、いずれも「陸奥守平」北条義時の署判になる下知状形式によったものである。

(6) (A) 以前の事例は『吾妻鏡』地の文か、『東宝記』(『大日本史料』第四編之四、三四一三四二頁)・『尊卑分脈』(清和源氏、武田信光・小笠原長清条。新訂増補国史大系、第三篇)・『千葉大系図』(千葉常秀条。『改訂房総叢書』第五輯所収『改訂房総叢書刊行会刊、一九五九年])等、いずれも後世の編纂物に限られていた。

(7) 天福元年の金剛峯寺所司重解案によると、「如当時式条者、一国之守護代猶以為一人」とある(『鎌倉遺文』七巻四五三四号、金剛峯寺文書)。

(8) 奥富敬之「鎌倉北条氏の基礎的研究」(吉川弘文館、一九八〇年、「附録(二)」、二五七頁)。

(9) 貞永二年(一一三三)・大隅「又代官右近将監」(『鎌倉遺文』七巻四四五四号、台明寺文書)、弘長二年(一一六二)・越中「守護又代官孫太郎」(同、二巻八七七五号、尊経閣所蔵仁和寺心蓮院文書)などと見える。

(10) 宝治二年(一一四八)、六波羅北方長時(南方欠員)が、後嵯峨院呪詛張本の請取に派遣した「使者」の中に、佐治左衛門尉重家(本文前述)と並んで高橋左衛門尉時光があり(『葉黄記』七月一日条、『大日本史料』第五編之二六、二五六頁)、建治元年(一一七五)五月の六条八幡宮造営に当たって、関東御教書を、六波羅殿(北方義宗、南方欠員)に取り次いだのは高橋左衛門六郎であった(『田中穰氏旧蔵典籍古文書』永和元年八月六日法印栄賢注進状、『東京都古代中世古文書金石文集成』第一巻古文書編一、一四二号・附載、角川書店刊)。

(11) 『若狭国守護職次第』(本文前掲)によると、正員北条時茂の下で、

文応元年(一一二六)より高橋五郎右衛門尉光重が「御代官」を務めていた。当時、時茂は六波羅北方に在任中であり(『鎌倉年代記』)、被官光重は、恐らく時茂の側近にあつて在洛していたものと思われる。

(12) 若狭国田文調進を命じる文永九年十一月三日付の得宗家公文所施行状案は「渋谷十郎」に充てられたものであり、彼は翌年の二月二十日付でこれを施行したが、その署判に「平経重」とあつた(『鎌倉遺文』一五巻一一四二・一一一九二号、東寺百合文書ア)。これは「包枝進士太郎入道」(『沙弥光念』に充てた施行状であり(同、一一二〇五号、同文書フ))、若狭国守護職次第』に言う又代とは別人であろう。

(13) 三浦義村は当時紀伊国守護を兼務していたが、泰村と同様の地位に、庶孫又太郎氏村(泰村の庶兄小太郎朝村の子)を任じていた(『鎌倉遺文』五巻二七九七号、高野山文書宝簡集二六。『三浦系図』、『続群書類従』一三八・系図部。第六輯上)。

(14) 貞応二年(一一二二)の淡路国大田文に「前守護所中務入道殿」と見える(『鎌倉遺文』五巻三〇八八号、皆川文書)。

(15) 「直人」については、石井進が国衙直人などの用例を検討し、「ひろく一般的にいつて政府・事務所などの事務執行者という意味」であるとしている(『日本中世国家史の研究』、岩波書店、一九七〇年、一六六一七〇頁注六〇)、『石井進著作集』第一巻、岩波書店、二〇〇四年、再録、一六八 一七二頁注六〇)。

(16) 文永十年八月三日、各国守護に「本御家人并地頭補任所々」、及び「質券売買之由緒」等の注進が命ぜられ(追加法四五八条)武藤資能分(豊前、筑前、肥前、吉岐、対馬)、この法令に基づく「注文」である。文永十一年二月二十八日付の大隅国「建部清綱」所領注文も一連のものと考えられる(『鎌倉遺文』一五巻一一五五七号、祢寝文書)。なお、「質券売買所々」注進令は、鎮西諸国以外にも出されており(追加法四五九条)安芸、文永十一年の和泉守護による近木荘「惣検」(『鎌倉遺文』二四巻一八四六号、「高野山文書」)又統宝簡集八一、永仁二年正月日高野山衆徒等陳状案)・伊予国「文永国検帳」(松岡久人編、「南北朝遺文」中国四国編、四巻三八五六号、「伊予国分寺文書」建徳二年閏三月一六日浅海通智書下写。東京堂出版刊)も同様に理解できると思う。

(17) 当時の正員は鎮西探題金沢政顕であり、守護代は、探題側近の要人として博多に在任していたものと推測されるから、左近太郎は在国又代であろう。

(18) 弘安八年(一二八五)、大友氏の本貫豊後国において、「田代」に関する「状一巻」を注進した「直人」とは(追加法補一条、「豊後国国田帳」同年九月晦日大友頼泰注進状)、石井の指摘にあるように国衙在庁であった(注(15)に同じ)。なお海老澤衷によると、『鎌倉遺文』二〇巻一五七〇〇号、「豊後国大田文案」ノ一五七〇一号、「豊後国国田帳」の典拠を、それぞれ「平林本」、「東京大学史料編纂所本(修史局本)」ノ内閣文庫所蔵、「大和文華館本」と改めるべきものとする(「研究余瀝・豊後国大田文案」と『豊後国国田帳』、『鎌倉遺文研究』七、二〇〇一年、二〇頁)。

(19) 「但出来謀叛殺害以下重犯科人等之時者、於(為力)衆徒之沙汰、不日可被召下渡於其身守護所者也」とある。

(20) 嘉元三年(一一三〇五)にも、「浅井郡守護代弘真」=「あさいこうをりのしうこし・ひろさね」が、刃傷事件の実検を行い、証拠品を押し収めている(『鎌倉遺文』二九巻三三三〇二号、「菅浦文書」嘉元三年八月十二日弘真請取状案。二二三一九号、「ひろさね」疵実検状案)。

(21) 文保二年(一一三一八)頃のものと思われる「丹波国大山庄地頭代平盛継」申状(写)によると、「守護郡使」が苅田・刃傷事件の実検に当たっていることが知られる(赤松俊秀編『教王護国寺文書』巻一、二八七号。平楽寺書店刊)。

(22) 「守護使 糟屋九郎・千町三郎」とあり、佐藤進一は、「糟屋氏と時敦流北条氏との譜代関係をここに推しおよぼし、この一流を以て当時の加賀守護と推定したい」とする(『鎌倉幕府守護制度の研究』、一一六頁)。

(23) 正応五年(一二九二)十月五日、武蔵以下得宗貞時の分国内、「一宮・国分寺・宗神社」に異国降伏を命ずる祈祷指令が発せられたが(『鎌倉遺文』二三巻一八〇二六号、東寺百合文書リ)、このうち若狭については守護代工藤右衛門入道泉禪充ての十月十三日付公文所施行状案(同、一八〇三〇号)、十一月十二日付又代佐束入道西念遵行状案(同、一八〇四六号、東寺古文零聚三)が知られる(守護代・又代については『若狭国守護職次第』、『群書類従』五〇・補任部、第四輯)による)。又代の遵行状とは、「遠敷郡地頭御家人預所」に充てて、「御領内宗寺社禰宜・別当」への下知を命じたものであつて(以上、拙稿、「(三)項・前掲「鎌倉幕府」異国降伏」祈祷と一宮」、二八三頁註三一)、得宗家による若狭国統治が「郡」を単位として行われていたことが知られる。郡使の名称こそ確認できないが、事実上若狭を追加することができると思つ。(24) 北条時房の嫡流佐介「時盛の孫で時盛の継嗣に立てられた」とされる

時国は、弘安七年(一二八四)六月に六波羅探題(南方)を罷免されたが、在任中は丹波守護を兼任し(以上、佐藤進一『鎌倉幕府守護制度の研究』、一三三―一三三頁)、弘安二年当時の守護代は、捧田内左衛門尉宗経であった(『鎌倉遺文』一八巻一三五七六・一三五七七号、近衛家文書)。ところが宗経の在任は、永仁元年(一一九三)当時もなお継続しており(同、一四巻一八四一四号)、正員は、正応元年(一二八八)二月六波羅南方に就任し、八月には丹波守に任ぜられた北条盛房ではなかつたかと推測される(『鎌倉年代記』正応元年条(増補史料大成)。永仁五年罷免)。盛房は時盛の孫で、三郎政氏の子、時国とは従父兄弟の關係にあつた。

(25) 井上満郎は、「その後検非違使は(中略)平安期中の史料には見えず恐らく武蔵国という辺境東国にのみ例外的に設けられたものである」としている(「検非違使の成立と撰閣政治」、『日本史研究』九三、一九六七年、三八頁(のち、「検非違使の成立」と改題し、『平安時代軍事制度の研究』、吉川弘文館、一九八〇年、に所収。一〇九頁)。

(26) 石母田正「鎌倉幕府一國地頭職の成立 鎌倉幕府成立史の一節」(石母田正・佐藤進一編『中世の法と国家』、東京大学出版会、一九六〇年、五九―六〇頁(のち、『石母田正著作集』第九巻、岩波書店、一九八九年、再録。一三九―一四〇頁)。

(27) 「中世初期の国衙機構と郡司層」(東京教育大学文学部『史学研究』六六、一九六八年、六五頁)。高田の言う「国衙官人郡司制」とは、「九世紀擬任郡司制に代わるものとして、郡司最上位に国衙支配の目代、代官という実質的意味内容を持たせた国目代、国司代制として帰結した(中略)十世紀の新しい郡司制」を指している。

(28) 『鎌倉遺文』四〇巻三一〇九九号、「実相院文書」(年月日欠)、「河上社雑掌家邦所進」文書目録に、「一通 神事奉行、久能大炊助入道 于時左近将監頼貞 返状 同年(延慶)二月廿九日」とある。

(都立産業技術高専 一般教育)

